

介護予防サービス計画作成依頼届出書・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出にかかる留意点

居宅介護支援事業所が指定介護予防支援を行う際には介護予防サービス計画作成依頼届出書・介護予防ケアマネジメント依頼届出書(以下、「予防届」という。)の提出が必要です。この取扱いに関しては、**居宅介護支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントから居宅介護支援事業所による介護予防支援に切り替わる都度、提出が必要**となることにご留意ください。

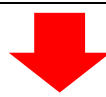
事例

某利用者について、令和6年4月から介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護相当サービスと介護予防福祉用具貸与を利用しており、A指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として担当していたが、令和6年5月は介護予防福祉用具貸与の利用をキャンセルし、令和6年6月に再び介護予防福祉用具貸与を利用した場合

【イメージ図】※は届出が必要な月

これまでどおり、5月は地域包括支援センターの委託を受けてA指定居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを行う事は可能です。

	4月※	5月※	6月※	7月
担当事業所	A指定居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	A指定居宅介護支援事業所	A指定居宅介護支援事業所
サービス種類	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援	介護予防支援



◎……A 指定居宅介護支援事業所が市に予防届と被保険者証を提出します。

●……地域包括支援センター(委託の場合は、委託先の指定居宅介護支援事業所)が市に予防届と被保険者証を提出します。

※この場合においては、4月分・6月分はA事業所が指定介護予防支援事業所として担当、請求することができますが、5月分は担当、請求することができません。5月分は、地域包括支援センターが担当することになるため、この場合、指定介護予防支援事業所は 4月分、6月分のそれぞれにおいて予防届の提出が必要となります。(A事業所は 4月・6月以降分、地域包括支援センターは5月分を担当することになる。)

※今後、厚生労働省等の通知によりこれらの取扱いに関しては、変更となる場合があります。